

考 査 項 目 別 運 用 表（完成・指定部分完成）/土木総括監督用(土木電気設備工事)

審査項目	細別	該当	a	b	c	d	e	
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	
2.施工状況	Ⅱ.工程管理	●評価対象項目	☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ その他(理由:) ※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う					総合評価
	Ⅲ.安全対策	●評価対象項目	☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他(理由:) ※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う					総合評価
6.社会性等	細別	該当	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	
	Ⅰ.地域への貢献等	●評価対象項目	☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報誌や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ その他(理由:) ※上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う					総合評価
7.法令遵守等		☐ 1. 競争入札参加停止措置期間が3ヶ月以上（－20点） ☐ 2. 競争入札参加停止措置期間が2ヶ月以上3ヶ月未満（－15点） ☐ 3. 競争入札参加停止措置期間が1ヶ月以上2ヶ月未満（－13点） ☐ 4. 競争入札参加停止措置期間が2週間以上1ヶ月未満（－10点） ☐ 5. 警告（－8点） ☐ 6. 注意（－5点） ☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない）（－3点） ☐ 8. その他(理由:) ☐ 9. 項目該当なし (0 点)						

- ①本考査項目(法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
※ただし、上表に掲げる措置のうち5又は6の措置があった場合であって、当該措置に応じた点数を減じることが相当でないと認められる特別の事由があるときは、当該点数の下位となる点数(5点もしくは3点)又は零点とすることができる。
この場合において、総括監督員は、工事成績評定委員会に付議された当該案件と類似した過去の事例を参考に、減じる点数を決定するものとする。
(類似した事例がないときは工事成績評定委員会に付議したうえで、総括監督員は減ずる点数を決定するものとする。)

(例) 工事関係者事故等が発生したが、事故の原因が受注者の責によるものでないことが明らかな場合は、減じる点数は零とする。

- ②「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名・工期・施工場所等)を履行することに限定する。
③「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
④総合評価方式において加点評価された提案内容(技術提案、技術者の能力など)が、受注者の責により達成されなかった場合は、上表「8. その他」により、減ずる措置を行う。

[上記で評価する場合の適応事例]

1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3. 使用人に関する労働条件に問題があり、送検された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕または公訴された。
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督または検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10. 下請代金を期日以内に支払っていない。不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為があった。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
15. 請負契約書に違反する事実が判明した。
16. 前記適応事例1～15以外で注意以上の措置等があった場合。()

